

ものづくりマイスター派遣事業 実施要領

青森県技能振興コーナー
(青森県職業能力開発協会)

1 目的

ものづくりマイスターが、企業・業界団体、教育機関において若年技能者への実技指導等を行うことにより、効果的な技能継承及び後継者育成を図る。

2 内容

(1) 派遣対象者

本県から、厚生労働省ものづくりマイスターに認定された方

(※詳細情報は、『厚生労働省ものづくりマイスターデータベース』から検索ができます。)

(2) 指導内容

技能向上を図るための実技指導又は実技にかかる知識の付与に関する指導

3 受講対象者

中小企業等の若年技能者（35歳未満）

工業高校等学校の学生

4 派遣期間

毎年5月中旬から翌年の1月末日まで(土日・祝祭日を含む)

5 派遣回数

1人の受講者が受講できる回数は、中小企業等の若年技能者の場合は20回、工業高校等学校の学生は10回までとする。

6 指導時間

1回当たりの指導時間は、原則として1時間以上3時間までとする。

7 費用負担

(1) ものづくりマイスターの謝金、旅費については、当コーナーが負担する。

(2) 実技指導に係る材料費については、1回につき1人当たり2,000円(消費税別)を上限として当コーナーが負担する。

8 当コーナー所定の様式による書類の提出

受講前：受講者名簿

受講後：アンケート回答書(対象者：担当者代表1名及び受講者全員)